

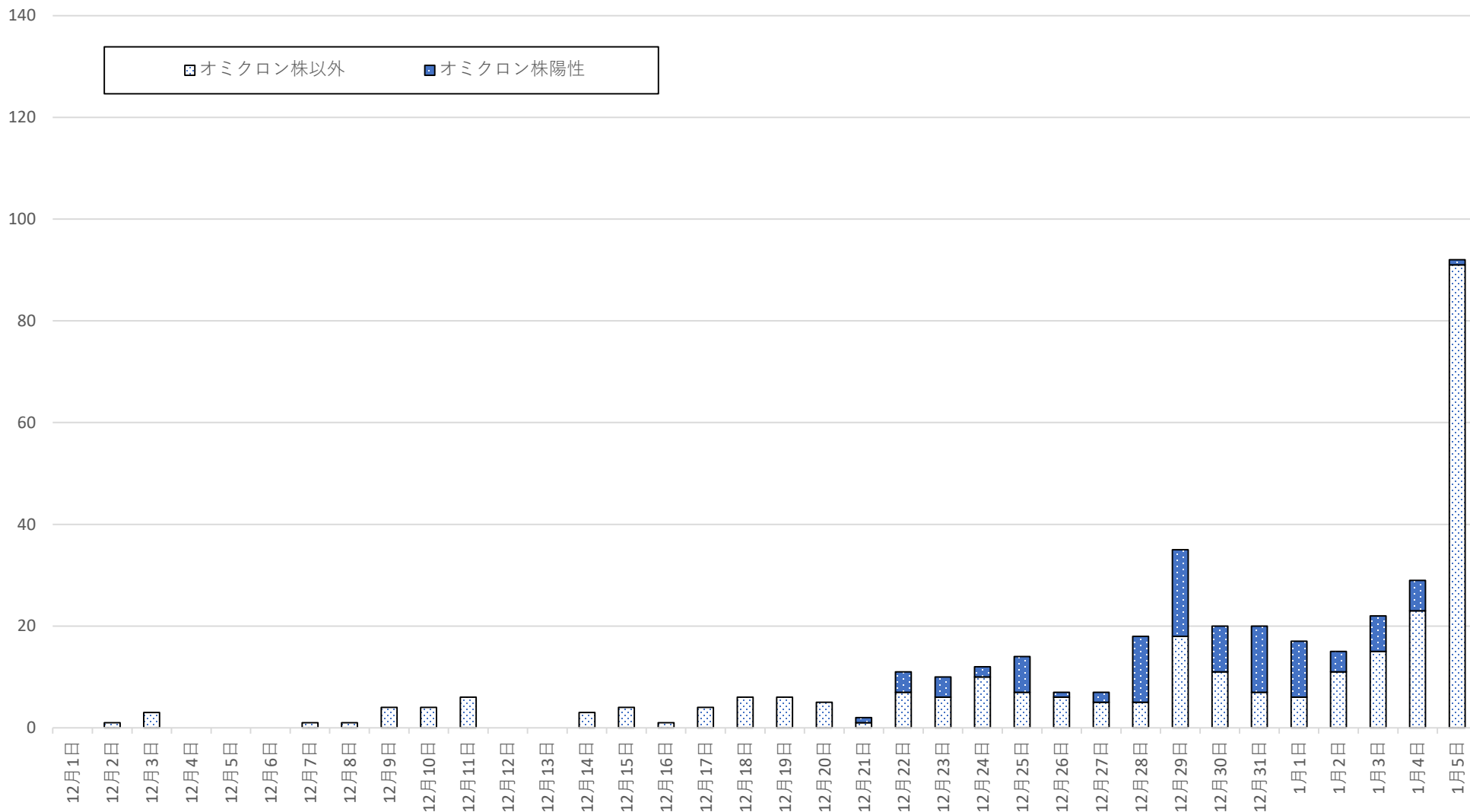
社会経済活動を継続しながら 感染拡大を防止するために

令和4年1月12日
京都府

オミクロン株陽性者の推移

オミクロン陽性者数
102名 (1/11現在)

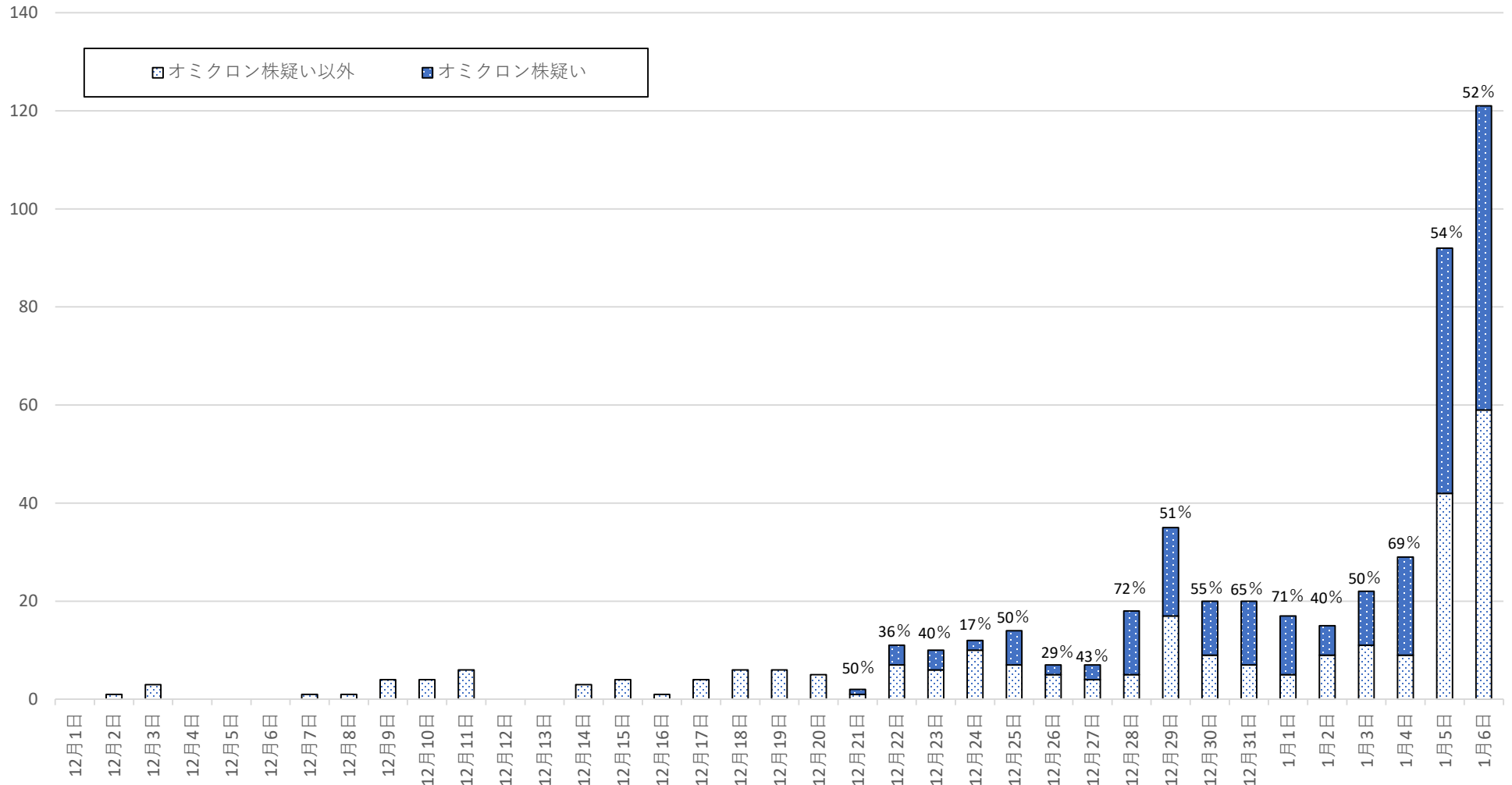
※ オミクロン株陽性者数は、新型コロナ陽性公表日ベース
直近の陽性者については検査中
※ 府外検査の2件は含まない



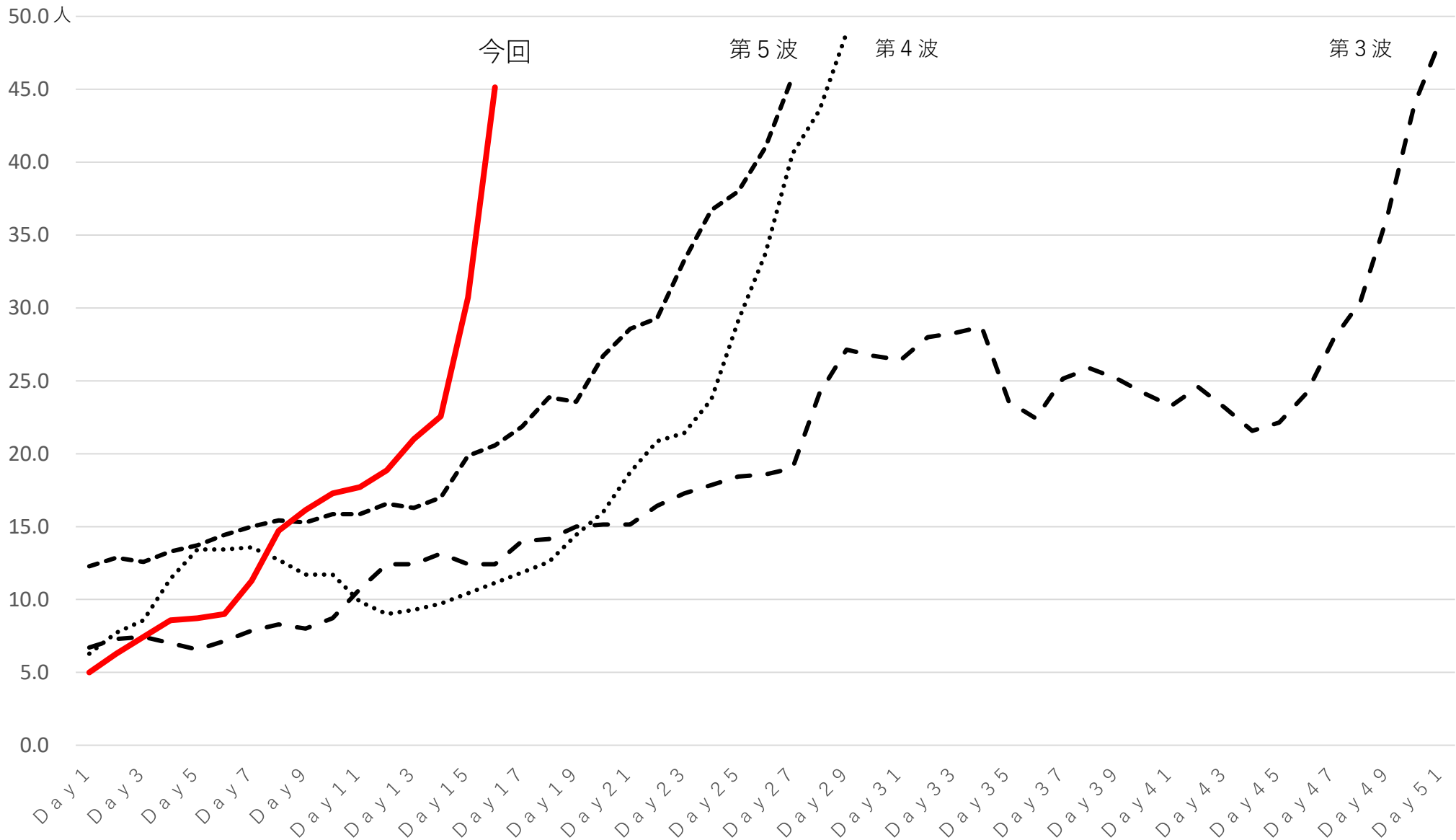
オミクロン株疑い陽性者（L452R(-)・N501Y(+)）の推移

オミクロン株疑い陽性者数
374名（1/11現在）

- ※ オミクロン株確定陽性者を含む
- ※ 府外検査の2件は含まない



波ごとの立ち上がり (新規陽性者数 7 日間平均)



※新規報告数が10人以上の日をDay1として整理

現在の感染状況と警戒レベル

令和4年1月12日からレベル2（警戒を強化すべきレベル）に移行

■レベル2移行判断の目安

2週間後に必要とされる病床数が確保病床の30%を上回ると見込まれる場合
（概ね病床使用率が15%を超えた場合）に総合的に判断 ※

※新規陽性者数や前週比その他の指標、近隣府県の状況も踏まえ総合的に判断

■現在の感染状況（1月11日時点）

● 新規陽性者数・前週比

直近1週間人口10万人あたり新規陽性者数	39.18人
新規陽性者数7日間平均の前週増加比	6.41倍

● 病床使用率

確保病床使用率	27.6% (有症状者と重症化リスクのある者：約14%)
高度重症病床使用率	5.9%

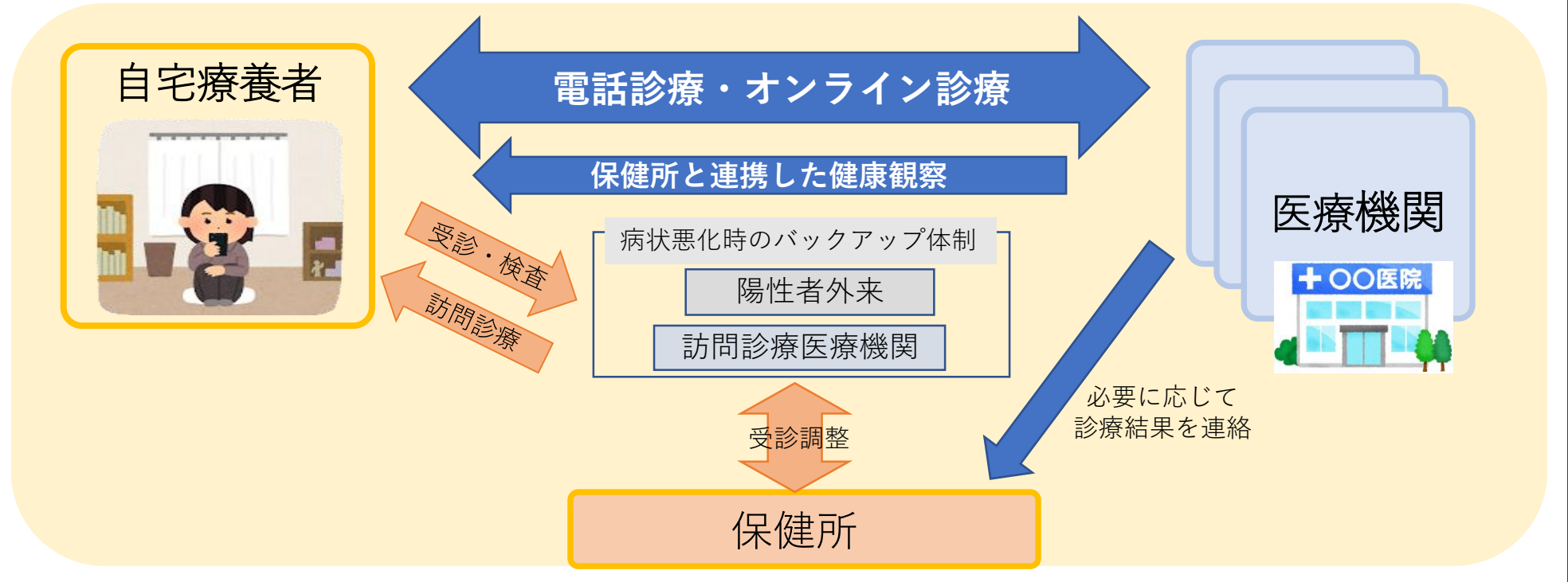
● 大阪府・兵庫県の状況

大阪府	レベル2	(1月8日より)
兵庫県	レベル1	(1月6日より独自指標のフェーズ2に引き上げ)

自宅療養者の療養体制の強化

【地域の医療機関と連携した療養体制】

- コロナを診断した医師など地域の医療機関が電話診療やオンライン診療を実施
- 病状悪化時は、陽性者外来での検査や訪問診療の受診調整を保健所が実施



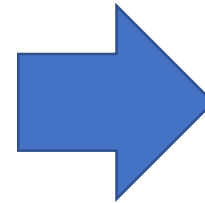
【市町村と連携した生活支援】

- 京都府による、生活必需品や食料品などの生活支援物品の送付と健康管理のためのパルスオキシメーター、体温計の貸し出しに加えて、市町村と連携した生活支援を実施
〔 府内16市町村と覚書を締結し、自宅療養者情報を市町村へ提供。市町村が生活支援物品やパルスオキシメーターの配達、食料品や生活必需品等の購入代行等を実施 〕

入院療養体制の強化

- 現在、新型コロナウイルス感染症患者用の確保病床のうち、一般病床として利用している病床について、感染拡大に備えコロナ患者受入対応を行う、確保病床として準備いただく。
- 入院待機ステーション（臨時の医療施設）についても110床に拡充の準備を行う。

即応病床		
病院数		4 8 病院
病床数		6 4 9 床
	重症病床	1 5 2 床
	高度重症病床	4 7 床
	中等症病床	3 9 3 床
	軽症・無症状病床	1 0 4 床
入院待機ステーション (臨時の医療施設)		3 0 床
合 計		6 7 9 床



確保病床	
4 8 病院	
	7 5 8 床
	1 7 1 床
	5 1 床
	4 6 7 床
	1 2 0 床
	1 1 0 床
	8 6 8 床

※他に妊婦等配慮を要する方の専用病床20床

ワクチン 3 回目接種の速やかな実施

- 一般向け接種の前倒しに対応したモデルナ接種体制を整備
- 小児への接種についても、市町村での接種体制を整備

- 市町村での接種を補完し、3 回目接種を速やかに実施するために、2 月から府内南北 3 ヶ所に京都府接種会場を設置

会 場

- (1) 京都タワー会場 (月曜日～土曜日の11時～19時)
※先行して、1月24日(月)から、医療従事者・高齢者施設従事者等対象の接種を実施
- (2) 綾部ルネス病院会場 (水曜日・土曜日の午後)
- (3) 京都田辺中央病院会場 (土曜日の午後・日曜日の午前)

※いずれも使用ワクチンは武田／モデルナ社製

対 象

市町村が発行する 3 回目接種券をもつ、下記のいずれかの方

- ・ 京都府民
- ・ 1・2回目を府内接種会場で接種された他府県の方

※各会場とも一般向けの前倒し接種も実施

※京都タワー会場では、モデルナ及びアストラゼネカワクチンでの 1・2 回目接種も実施

予約方法

1 月 25 日 (火) から、WEBシステム及びコールセンターで受付

※2月1日(火) から接種を開始

府民の皆さまへ

令和4年1月31日まで次のことに注意してください。

① 基本的な感染防止対策を続けてください！

- ✓ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用を徹底してください。
- ✓ 人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ✓ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。
- ✓ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診してください。（特措法第24条第9項）

② 体調不良を感じたら医療機関に相談してください！

- ✓ 発熱や咳など少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談し、外出を控えてください。
- ✓ 体調不良や感染を疑う人が、休みが取れる環境を職場や学校で整えてください。

③ 外出は感染リスクを避けて慎重に行動してください！

- ✓ 都道府県をまたぐ帰省や旅行、出張等では、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ✓ できるだけ混雑する場所や時間を避けてください。
- ✓ 高齢者施設や医療機関等への来訪の際は、決められた感染防止対策を必ず守ってください。

府民の皆さまへ

④ 飲食機会での感染リスクを減らしてください！

✓ 会食は「きょうとマナー」を守ってください。

- 適切なアクリル板や換気設備のあるお店！
- 会話の時はマスクを着用！
- 食事前、退店時には手指消毒を！
- お店では大声で話さないでください！
- 2時間、同一テーブル4人までを目安に！

✓ 飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください

⑤ ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください！

- ✓ 発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ✓ ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えてください。

事業者の皆さまへ

令和4年1月31日まで次のことに注意してください。

店舗や事業所等における感染防止対策

- ✓ 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守してください。（特措法第24条第9項）
- ✓ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行ってください。
- ✓ 居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底してください。
- ✓ 飲食店等を営まれている方は、認証制度に積極的に参加してください。
- ✓ 府民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、策定済みの業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図ってください。また、業務継続計画未策定の事業者においても、事業の継続が図れるよう業務の点検をしてください。

催物（イベント等）の開催における感染防止対策

（特措法第24条第9項）

〔要請内容〕

- ①対象地域： 府内全域
②期 間： 令和3年11月25日から当面の間（感染状況に応じて見直す場合がある）
③人数上限： 【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】

収容定員まで

【上記以外】

5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方

- ④収容率： 大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%
大声での歓声等が想定されるもの：50%

「大声」とは、観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声での歓声等が想定されるもの」に該当

【大声の具体例】

- ・観客間の大声・長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

- ⑤事前手続き： 【感染防止安全計画を策定】

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物（イベント等）については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の2週間前までを目途に京都府に提出すること。

【上記以外】

感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・HP等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より1年間保存すること。

（感染防止安全計画及びチェックリストの様式等については、京都府HPで公開）

※感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物（イベント等）が対象